

各 位

会社名 正栄食品工業株式会社代表者名 代表取締役社長 本多市郎

(コード番号8079 東証第2部)

問合せ先 常務取締役管理本部長 藤 雄 博 周 (TEL.03-3253-1211 (代表))

# 自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、平成27年6月29日開催の取締役会において、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

## 1. 買付け等の目的

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つと位置付けて、また近年の食品業界を取り 巻く厳しい経営環境を踏まえた中長期的な事業展開に留意しつつ、財務体質の強化に努め、安定的な配 当を実施していくこととし、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針として おります。また、当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を 取得することができる旨を定款に定めております。これは、資本効率の向上を図るとともに経営環境の 変化に対応した機動的な資本政策を遂行することを目的とするものであります。

このような状況下、平成27年4月中旬に、当社の主要株主である筆頭株主の正栄プラザ株式会社(以下「正栄プラザ」といいます。本日現在の保有株式数は3,721,788株であり、当社の発行済株式総数21,159,914株に対するその保有する割合は17.59%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、発行株式総数に対する割合の計算において同じとします。))より、その保有する当社普通株式の一部である2,400,000株(発行済株式総数に対する割合11.34%)を売却する意向がある旨の連絡を受けました。正栄プラザは、当社の代表取締役社長である本多市郎氏が代表取締役を、当社の専務取締役である本多秀光氏が取締役をそれぞれ兼務する創業家の資産管理会社です。なお、当社と正栄プラザとの間に事業上の関係はありません。

これを受け、当社は、一時的にまとまった数量の株式が市場に放出されることによる当社普通株式の 流動性及び市場価格に与える影響並びに当社の財務状況等に鑑み、平成27年4月下旬より当該株式を 自己株式として取得することについての具体的な検討を開始いたしました。

正栄プラザの意向を踏まえ、当社において検討を行った結果、当該株式を自己株式として買い受ける

ことは、当社の連結ベースの1株当たり当期純利益(EPS)の向上や、株主資本利益率(ROE)などの資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元にも繋がるものと判断いたしました。また、本公開買付けに要する資金については、その全額を自己資金により充当する予定ですが、当社が平成27年6月12日に提出した第68期第2四半期報告書に記載された平成27年4月末現在における当社の連結ベースの手元流動性(現金及び預金)は約6,444百万円であることや、今後の事業から生み出されるキャッシュ・フローによって更なる積み上げが見込まれることから、かかる自己株式の取得は当社の財務状態や配当方針に大きな影響を与えるものではなく、当社の財務健全性及び安全性は確保されるものと判断いたしました。

上記の要素を総合的に勘案した結果、当社が当該株式を自己株式として買い受けることとし、また、 自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性、取引の透明性という観点から、公開買 付けの手法が適切であると判断いたしました。

なお、本公開買付けにおける買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いことを勘案し、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き保有する株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流失を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により買い付けることが望ましいと判断いたしました。ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考とすることといたしました。

そこで当社は、上記の検討内容を踏まえ、平成 27 年 6 月上旬、正栄プラザに対して、株式会社東京 証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)市場第二部における一定期間の当社普通株式の終値の単純平均値に対して 10%程度のディスカウントを行った価格での公開買付けを実施した場合の応募について提案し、両社で協議を行いました(具体的な条件については、後記「3.買付け等の概要」の「(3)買付け等の価格の算定根拠等」の「①算定の基礎」をご参照ください。)。その結果、当社が本公開買付けの実施を決議した場合には、正栄プラザより上記条件にてその保有する当社普通株式の一部である 2,400,000 株(発行済株式総数に対する割合 11.34%)について、本公開買付けに対して応募する旨の回答を得られました。

以上を踏まえ、当社は、平成27年6月29日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと、その具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること、並びに本公開買付価格は一定期間(本公開買付けの実施を決議した取締役会開催日である平成27年6月29日の前営業日(同年6月26日)までの過去3ヶ月間)の東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の終値の単純平均値1,111円(円未満四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じとします。)に対して10%のディスカウントを行った1,000円(円未満四捨五入)とすることを決議いたしました。

加えて、本公開買付けにおける買付予定数については、当社の財務の健全性及び安定性を考慮した上で、正栄プラザ以外の株主にも応募の機会を提供するという観点から 2,500,000 株 (発行済株式総数に対する割合にして 11.81%) を上限とすることといたしました。

なお、正栄プラザより、本公開買付けに応募しない当社普通株式(応募意向のある上記株式が全部買

い付けられた場合は、1,321,788 株 (発行済株式総数に対する割合 6.25%)) については、今後も継続して保有する見込みである旨の回答を得ております。

また、当社の代表取締役社長である本多市郎氏は正栄プラザの代表取締役を、当社の専務取締役である本多秀光氏は正栄プラザの取締役をそれぞれ兼務しており、本公開買付けに関して特別な利害関係を有することから、当社と正栄プラザとの事前の協議には正栄プラザの立場からのみ参加し、当社の立場からは参加しておらず、かつ、本公開買付けに関する当社の取締役会の審議及び決議には参加しておりません。

正栄プラザは、平成27年4月30日現在、当社の総株主の議決権の数(194,187個)に対して19.17% (小数点以下第三位を四捨五入)の議決権(37,217個)を保有し、当社の主要株主である筆頭株主に該当しておりますが、本公開買付けに係る応募がなされ、当社が応募株式を買い付けた場合、当社の主要株主である筆頭株主に該当しないこととなり、主要株主である筆頭株主の異動が生じる予定です。

本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、現時点では未定です。

### 2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容(平成27年6月29日開示)

### (1) 決議内容

株券等の種類	総数	取得価額の総額	
普通株式	2,500,100株(上限)	2,500,100,000円(上限)	

- (注1) 発行済株式総数 21,159,914 株
- (注2) 発行済株式総数に対する割合 11.82% (小数点以下第三位を四捨五入)
- (注3) 取得する期間 平成27年6月30日(火曜日)から平成27年8月31日(月曜日)まで
- (2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等 該当事項はありません。

## 3. 買付け等の概要

### (1) 日程等

①取締役会決議	平成 27 年 6 月 29 日 (月曜日)	
	平成27年6月30日(火曜日)	
② 公開買付開始公告日	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。	
	電子公告アドレス(http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)	
③ 公開買付届出書提出日	平成27年6月30日(火曜日)	
④買付け等の期間	平成27年6月30日 (火曜日) から	
	平成27年7月28日 (火曜日) まで (20営業日)	

(2) 買付け等の価格 普通株式1株につき、金1,000円

- (3) 買付け等の価格の算定根拠等
  - ①算定の基礎

本公開買付価格の算定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上

場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いことを勘案し、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。

また、当社普通株式の市場価格としては、適正な時価を算定するためには、市場価格が経済状況その他様々な条件により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価変動を考慮することが望ましいこと等を勘案し、当社が本公開買付けの実施を決定した取締役会の開催日である平成27年6月29日の前営業日(同年6月26日)の東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の終値の1,285円、同年6月26日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,111円を参考にいたしました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き保有する株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流失を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により買い付けることが望ましいと判断いたしました。ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考とすることといたしました。

当社は、平成27年6月上旬に、正栄プラザに対して、東京証券取引所市場第二部における一定期間の当社普通株式の終値の単純平均値に対して10%程度のディスカウントを行った価格での公開買付けを実施した場合の応募について提案し、両社で協議を行いました。その結果、当社が本公開買付けの実施を決議した場合には、正栄プラザより上記条件にてその保有する当社普通株式の一部である2,400,000株(発行済株式総数に対する割合11.34%)について、本公開買付けに対して応募する旨の回答を得られました。

以上を踏まえ、当社は、平成 27 年 6 月 29 日開催の取締役会において、本公開買付価格を、本公開買付けの実施を決議した取締役会開催日である平成 27 年 6 月 29 日の前営業日(同年 6 月 26 日)までの過去 3 ヶ月間の東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の終値の単純平均値 1,111 円に対して 10%のディスカウントを行った 1,000 円(円未満四捨五入)とすることを決議いたしました。

本公開買付価格である 1,000 円は、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成 27 年 6 月 29 日の前営業日 (同年 6 月 26 日) の当社普通株式の終値 1,285 円から 22.18% (小数点以下第三位を四捨五入)、同年 6 月 26 日までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 1,154 円から 13.34% (小数点以下第三位を四捨五入)、同日までの過去 3 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 1,111 円から 9.99% (小数点以下第三位を四捨五入) をそれぞれディスカウントした金額となります。

## ②算定の経緯

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つと位置付けて、また近年の食品業界を取り巻く厳しい経営環境を踏まえた中長期的な事業展開に留意しつつ、財務体質の強化に努め、安定的な配当を実施していくこととし、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。また、当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、資本効率の向上を図るとともに経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行することを目的とするものであります。

このような状況下、平成27年4月中旬に、当社の主要株主である筆頭株主の正栄プラザより、 その保有する当社普通株式の一部である2,400,000株(発行済株式総数に対する割合11.34%) を売却する意向がある旨の連絡を受けました。

これを受け、当社は、一時的にまとまった数量の株式が市場に放出されることによる当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響並びに当社の財務状況等に鑑み、平成27年4月下旬より当該株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を開始いたしました。

検討の結果、当該株式を自己株式として買い受けることは、当社の連結ベースの1株当たり当期純利益(EPS)の向上や、株主資本利益率(ROE)などの資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元にも繋がるものと判断いたしました。また、自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性、取引の透明性という観点から、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。

なお、本公開買付価格の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いことを勘案し、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き保有する株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流失を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により買い付けることが望ましいと判断いたしました。ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考とすることといたしました。

そこで当社は、上記の検討内容を踏まえ、平成27年6月上旬、正栄プラザに対して、東京証券取引所市場第二部における一定期間の当社普通株式の終値の単純平均値に対して10%程度のディスカウントを行った価格での公開買付けを実施した場合の応募について提案し、両社で協議を行いました。その結果、当社が本公開買付けの実施を決議した場合には、正栄プラザより上記条件にてその保有する当社株式の一部である2,400,000株(発行済株式総数に対する割合11.34%)について、本公開買付けに対して応募する旨の回答を得られました。

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、平成27年6月29日開催の取締役会において、本買付価格を、本公開買付け実施を決議した取締役会開催日の前営業日(平成27年6月26日)までの過去3ヶ月間の東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の終値の単純平均値1,111円(円未満四捨五入)に対して10%のディスカウントを行った1,000円(円未満四捨五入)とすることを決定いたしました。

## (4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	2,500,000 株	_	2,500,000 株

- (注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数 (2,500,000 株) を超えないときは、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の数の合計が買付予定数 (2,500,000 株) を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。)第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単元(100 株)未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)。
- (注2) 単元未満株式についても本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合は、当社は法令の手続きに従い本公開買付けに

おける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 発行済株式総数に対する割合 11.81% (小数点以下第三位を四捨五入)

(5) 買付け等に要する資金

2,522,600,000 円

(注) 買付け等に要する資金の金額は、買付代金(2,500,000,000 円)、買付手数料、その他本公開買付けに関する新聞公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用についての見積額の合計です。

## (6) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地 みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
- ② 決済の開始日 平成27年8月21日(金曜日)

### ③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに応募する株主(以下「応募株主等」といいます。)(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行い、買付代金からみなし配当に係る源泉徴収税額(注)を差し引いた金額を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

- (注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について
  - (※)税務上の具体的なご質問等につきましては、税理士等の専門家にご確認いただき、ご 自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

#### (イ) 個人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者である株式発行法人の資本金等の額(連結法人の場合は連結個別資本金等の額)のうち交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額(以下「みなし配当の金額」といいます。)は配当所得に係る収入金額となります。また、交付を受ける金銭の額からみなし配当の金額を除いた部分の金額は株式の譲渡所得等に係る収入金額とみなされます。なお、みなし配当の金額が生じない場合は、交付を受ける金銭の額の全てが株式の譲渡所得等に係る収入金額となります。

みなし配当の金額に対しては、原則として、その金額の20.315%(所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)に基づく復興特別所得税(以下「復興特別所得税」といいます。):15.315%、住民税:5%)に相当する金額が源泉徴収されます(非居住者については、住民税は徴収されません。)。ただし、個人株主が租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当する場合は、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)を乗じた金額が源泉徴収されます。また、株式の譲渡所得等に係る収入金額から当該株式に係る取得費等を控除した金額は、原則として、申告分離課税の対象となります(国内に恒久的施設を有しない非居住者については、原則として、課税の対象となりません。)。なお、租税特別措置法第37条の14(非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)に規定する非課税口座の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等がみずほ証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非

課税とされます。なお、当該非課税口座がみずほ証券株式会社以外の金融商品取引業者 等において開設されている場合には、上記の取り扱いと異なる場合があります。

### (ロ)法人株主の場合

みなし配当の金額については、配当等の額となり、原則として、その金額に15.315% (所得税及び復興特別所得税)を乗じた金額が源泉徴収されます。また、交付を受ける 金銭の額のうち、みなし配当の金額以外の金額は、有価証券の譲渡に係る対価の額となります。

(ハ) 外国人株主のうち、適用ある租税条約に基づき、当該みなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることができる株主で、かつ、それを希望する株主は、公開買付期間の末日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書をご提出ください。

### (7) その他

① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。)を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは 米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、係る送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。本公開買付けへの応募に際し、応募株主等(外国人株主の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)。

② 当社は、平成 27 年 6 月上旬に、正栄プラザより、保有する当社普通株式 3,721,788 株 (発行済株式総数に対する割合 17.59%)の一部である 2,400,000 株 (発行済株式総数に対する割合 11.34%)を本公開買付けへ応募する旨、また、本公開買付けに応募しない当社普通株式 1,321,788 株 (発行済株式総数に対する割合 6.25%)については、本公開買付け終了後も引き続き保有する旨の回答をそれぞれ得ております。

# (ご参考) 平成27年4月30日現在の自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株式を除く) 19,450,889 株 自己株式数 1,709,025 株

以上